読替えに係る労働安全衛生規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第十四条第六項	（略）	（略）
第十四条の四第一項	事業者	労働者派遣法第四十五条第三項の規定により産業医を選任すべき事業者とみなされる者
	第十四条第一項各号に掲げる事項	第十四条第一項各号に掲げる事項（派遣中の労働者に関しては、同項各号に掲げる事項のうち労働者派遣法施行規則第四十条第二項各号に掲げる事項以外の事項）
第十四条の四第二項	第十四条第一項各号に掲げる事項	第十四条第一項各号に掲げる事項（派遣中の労働者に関しては、同項各号に掲げる事項のうち労働者派遣法施行規則第四十条第二項各号に掲げる事項以外の事項）
第十四条の四第二項第一号	事業者	労働者派遣法第四十五条第三項の規定により産業医を選任すべき事業者とみなされる者
第十四条の四第二項第二号	第十四条第一項各号に掲げる事項	第十四条第一項各号に掲げる事項（派遣中の労働者に関しては、同項に規定する事項のうち労働者派遣法施行規則第四十条第二項各号に掲げる事項以外の事項）
	労働者	労働者（派遣中の労働者を含む。）
第十四条の四第二項第三号	労働者	労働者（派遣中の労働者を含む。）
（削る）		
第十五条の二第二項	（略）	（略）
第十五条の二第三項	法第十三条第四項の厚生労働省令で定める情報	法第十三条第四項の厚生労働省令で定める情報（派遣中の労働者に関しては、労働者派遣法施行規則第四十条第二項各号に掲げる事項に関するものを除く。）

読替えに係る労働安全衛生規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第十四条第六項	（略）	（略）
（新設）		
（新設）		
（新設）		
（新設）		
（新設）		
第十五条第二項	事業者	労働者派遣法第四十五条第三項の規定により産業医を選任すべき事業者とみなされる者
	前条第一項に規定する事項	前条第一項に規定する事項（派遣中の労働者に関しては、同項に規定する事項のうち労働者派遣法施行規則第四十条第二項各号に掲げる事項以外の事項）
第十五条の二第二項	（略）	（略）
（新設）		